

參考資料



高砂市健康推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市健康推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、知識経験を有する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高砂市健康増進計画（以下「計画」という。）策定に関すること。
- (2) 計画素案の調整、修正等に関すること。
- (3) 医師会、歯科医師会、福祉団体等関係機関との連携に関すること。
- (4) 地域における健康づくりの効果的な推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、健康推進事業に関すること。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を統括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長が共に欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明、報告又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康文化部健康市民室健康増進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会についての必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

高砂市健康推進協議会委員名簿

区分	氏名	団体名	役職
保健・医療関係者	山名 克典	高砂市医師会長	会長
	岩本 宏	播磨歯科医師会副会長	
	亀野 真一	播磨薬剤師会副会長	
地域団体関係者	前田 栄一	高砂市連合自治会長	副会長
	神頭 美智代	高砂市連合婦人会記録	
	長谷 利根子	高砂市老人クラブ連合会常任理事	
	富士原 恵子	高砂いづみ会員	
	—	加古川食品衛生協会	
	藤原 良文	高砂市スポーツ推進委員会長	
福祉関係者	本城 清美	高砂市民生委員児童委員協議会 歩会代表	
	天野 巧	高砂市社会福祉協議会事務局長	
事業所関係者	大村 泰司	高砂商工会議所常議員	
教育・保育関係者	金澤 和正	高砂市中学校長会・高砂中学校長	
	宮本 恭子	高砂市保育園長会・荒井保育園長	
関係行政機関	中野 恵子	加古川健康福祉事務所長補佐 兼地域保健課長	
	大野 徹	高砂市民病院長	

高砂市健康増進計画推進庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 高砂市健康増進計画（以下「計画」という。）の円滑な推進を図るため、高砂市健康増進計画推進庁内委員会（以下「庁内委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 庁内委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康増進課長をもって充てる。
- 3 委員長は、庁内委員会を総括する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。
- 5 庁内委員会委員は、別表に掲げる者とし、市長が任命する。

(所掌事務)

第3条 庁内委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画に関する総合的な連絡調整及び推進に関すること。
- (2) 計画の推進に関して必要な調査等を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、庁内委員会が必要と認めた事項

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 庁内委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、庁内委員会の議長となり議事を整理する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 庁内委員会の事務局は、健康文化部健康市民室健康増進課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

高砂市健康増進計画推進庁内委員会委員名簿

氏 名	所 属	役 職
岩 本 恵 子	健康文化部健康市民室健康増進課長	委員長
西 秀 和	企画総務部総務室総務課長	
北 野 裕 史	企画総務部総務室人事課長	
麻 敏 浩	企画総務部経営企画室主幹	
増 田 さと子	生活環境部環境経済室産業振興課長	
前 田 育 司	福祉部地域福祉室障がい・地域福祉課長	
岩 崎 靖 博	福祉部地域福祉室高年介護課長	
藤 田 將太郎	福祉部子育て支援室主幹	
高 橋 文 彦	市民病院総務課長	
北 野 昌 代	教育部学校教育室学務課長	
西 尾 記 佳	教育部学校教育室学校教育課長	
明 定 宣 行	健康文化部くらしと文化室市民活動推進課長	
東 野 哲 也	健康文化部くらしと文化室文化スポーツ課長	
松 浦 征 伸	健康文化部健康市民室国保医療課長	

高砂市健康増進計画市民ワーキング委員会設置要綱

(設置)

第1条 高砂市健康増進計画（以下「計画」という。）の円滑な推進を図るため、高砂市健康増進計画市民ワーキング委員会（以下「ワーキング委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 ワーキング委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、知識経験を有する者その他適当と認める者のうちから市長が任命する。

3 ワーキング委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(所掌事務)

第3条 ワーキング委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 計画に関する総合的な連絡調整に関すること。

(2) 計画の円滑な推進のために必要な事項に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、ワーキング委員会が必要と認めた事項

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 ワーキング委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるとときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 ワーキング委員会の事務局は、健康文化部健康市民室健康増進課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

高砂市健康増進計画市民ワーキング委員名簿

氏 名	団 体 名	役 職
瀬 戸 順 子	高砂ホームナースの会	委員長
中 井 八重美	高砂市支え合う介護者の会 すずらんの会	
黒 田 敏 正	高砂市認知症の人を支える家族の会 いるかの会	
谷 口 一 雄	ひまわり会 (糖尿病予防を考える会)	
井 本 公 子	高砂いづみ会	
本 田 勇	松陽高齢者大学	
中 井 るみ子	お母さんの育児教室・きらりんくらぶ	
竹 内 雅 子	兵庫県歯科衛生士会播磨支部	
平 福 育	加古川健康福祉事務所管内栄養士会 (地域活動部会)	
石 原 康 愛	高砂市社会福祉協議会	
有 本 圭 子	高砂市中学校養護教諭部会	
山 田 み え	高砂市スポーツ推進計画検討会議委員	

第2次高砂市健康増進計画

平成27年3月

発行者 高砂市健康文化部健康市民室健康増進課

〒676-0021

高砂市高砂町朝日町 1-2-1

TEL 079-443-3936

FAX 079-443-5991